

京都市上京区総合庁舎整備等事業
基本協定書(案)

平成23年11月16日
平成23年12月15日改正

京 都 市

基本協定書

京都市上京区総合庁舎整備等事業(以下「本事業」という。)に関して、京都市(以下「甲」という。)と●, ●, 及び●をその構成員, ●及び●を協力会社とし, ●をその代表者とする落札者●(以下「乙」という。)との間で、以下のとおり、基本協定(以下「本基本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本基本協定は、本事業の入札手続において乙が落札者として決定されたことを確認し、乙が設立する本事業の遂行者(以下「事業予定者」という。)と甲との間で締結する京都市上京区総合庁舎整備等事業にかかる事業契約(以下「事業契約」という。)の締結に向けて、甲及び乙の双方の義務を定めるとともに、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

(努力義務)

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、事業契約に係る京都市議会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続に係る京都市上京区総合庁舎整備等事業提案審査委員会及び甲の要望を尊重する。

(事業予定者の設立)

第3条 乙は、本基本協定締結後、平成24年7月15日までに、事業予定者として、会社法(平成17年法律第86号)の規定に基づき本店所在地を京都市内とする株式会社を適法に設立し、当該株式会社の登記事項証明書を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の事業予定者の設立に際し、乙の代表者が出資比率において株主中最大となるよう別表1の内容に従い事業予定者に出資し、事業予定者の株式を引き受けるものとする。

3 事業契約上の契約期間において、事業予定者へ出資を行う者は、乙の構成員でなければならない。

4 乙の構成員は、事業予定者に、乙の構成員以外の者からの出資を受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

5 乙の構成員は、前項ただし書の規定による承諾を受けて事業予定者の株式を乙の構成員以外の者に引き受けさせるときは、当該株式を引き受けた者に、別紙1記載の様式及び内容の誓約書をあらかじめ甲に提出させるものとする。

- 6 乙は、事業予定者をして取締役及び会計監査人を選任させ、これを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役又は会計監査人が改選された場合についても、乙又は乙の代表者はその旨を事業予定者をして甲に報告させるものとする。
- 7 事業契約の契約期間においては、乙の構成員は、原則として出資比率を変更することができない。ただし、事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られる場合において、甲の利益を侵害しないと認められるときは、甲は当該出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。

(株式の譲渡等)

- 第4条 乙の構成員は、事業契約の契約期間が終了するまでの間、その保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定及びその他一切の処分を行わないものとする。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 乙の構成員は、前項ただし書の規定による承諾を得て事業予定者の株式を乙の構成員以外の者に譲渡するときは、かかる譲渡の際の譲受人をして、別紙1記載の様式及び内容の誓約書をあらかじめ甲に提出させるものとする。
 - 3 乙の構成員は、第1項ただし書の規定による承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定したときは、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。
 - 4 乙は、事業予定者の設立時において、それぞれ乙の構成員をして別紙2記載の様式及び内容の誓約書を甲に提出させるものとする。

(業務の委託又は請負)

- 第5条 乙は、事業予定者をして、本事業における整備等の対象となる京都市上京区総合庁舎(以下「本件施設」という。)の設計に係る業務を●に、本件施設の建設に係る業務を●に、本件施設の維持管理に係る業務を●に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 乙は、甲と事業予定者との間で事業契約の本契約が締結された後、速やかに、事業予定者をして前項に定める各業務を受託する者又は請け負う者との間で、業務委託契約又は請負契約を締結させるものとし、これらの契約の締結後速やかにその写しを甲に提出させるものとする。
 - 3 第1項の規定により事業予定者から本事業に係る各業務を受託し、又は請け負った者は、受託し、又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約)

- 第6条 甲及び乙は、事業契約の仮契約を、平成24年7月20日を目処として、京都市議会への事業契約に係る議案提出日までに、甲と事業予定者間で、締結せしめるものとする。ただし、甲は、乙の構成員又は協力会社が京都市契約事務規則の施行に関する要

綱第2条第1項各号のいずれかの事由(以下「不公正な事由」という。)に該当するときは、事業契約の仮契約を締結しない。

- 2 前項の仮契約は、京都市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。ただし、乙の構成員又は協力会社が不公正な事由に該当するときは、甲は前項の仮契約を解除し、本契約を締結しない。
- 3 甲は、本事業の入札に係る入札説明書に添付した契約書(案)の文言に関し、乙から説明を求められたときは、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
- 4 甲及び乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当したときは、乙の構成員及び協力会社は、連帯して、当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。
 - (1) 事業予定者が事業契約の仮契約を締結しないとき。 落札金額の100分の5に相当する金額
 - (2) 第2項ただし書きの規定により仮契約を解除し、本契約を締結しないとき。 仮契約金額の100分の5に相当する金額
- 6 本事業の入札に関して乙の構成員又は協力会社が次の各号のいずれかに該当したときは、事業契約が締結済みであるか否か及び甲が事業契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙の構成員及び協力会社は、連帯して、落札金額の10分の3に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、乙の構成員又は協力会社が仮契約期間中に不公正な事由に該当した場合を除く。
 - (1) 乙の構成員又は協力会社が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき。
 - ア 独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき。
 - イ 独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令が確定したとき。
 - ウ 乙の構成員又は協力会社が独占禁止法第52条第4項の規定により審判の請求を取り下げ、同条第2項に規定する原処分(以下「原処分」という。)が確定したとき。
 - エ 公正取引委員会が、独占禁止法第66条第1項から第3項までの規定による審決(原処分の全部を取り消す審決を除く。)をした場合において、乙の構成員又は協力会社が独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に審決の取消しの訴えを提起しなかったとき。
 - オ 公正取引委員会が行った審決に対し、乙の構成員又は協力会社が独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えについての請求を棄却し、若しくは当該訴えを却下する判決が確定したとき、又は乙の構成員又は協力会社が当該訴えを取り下げたとき。

- (2) 刑法第96条の3の罪について乙の構成員又は協力会社(乙の構成員又は協力会社が法人である場合にあっては、その代表者又は代理人、使用人その他の従業者。次号において同じ。)に対する有罪の判決が確定したとき。
- (3) 刑法第198条の罪について乙の構成員又は協力会社に対する有罪の判決が確定したとき。
- 7 第5項及び第6項の規定は、本基本協定による履行が完了した後も適用するものとする。
- 8 第6項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第6項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超える分について当該乙の構成員又は協力会社に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(準備行為)

- 第7条 乙は、事業契約締結前であっても、自己の費用及び責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為(設計に関する打合せを含む。)を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。
- 2 前項の甲の協力の結果(設計に関する打合せの結果を含む。)は、事業契約の本契約締結後、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(事業契約締結不調の場合の処理)

- 第8条 事由の如何を問わず(事業契約の締結について、京都市議会の議決が得られない場合を含む。)、事業予定者と甲との間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙は、第6条に定める違約金及び賠償金の支払債務を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(秘密保持)

- 第9条 甲及び乙は、この基本協定に関する事項につき知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及びこの基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、この基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所からの強制力のある命令により開示を命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が京都市情報公開条例等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法)

第10条 この基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、この基本協定に関する一切の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び乙の代表者、構成員及び協力会社が、それぞれ記名押印のうえ、甲及び乙の代表者が各1通を保有する。

平成24年●月●日

甲 所在地 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
代表者 京都市長 門川 大作

乙 ●
(代表者)
所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者 ●

(構成員)
所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者 ●

(構成員)
所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者 ●

(協力会社)
所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者 ●

(協力会社)

所在地



商号又は名称



代表者



別紙1 (第3条及び第4条関係)

平成●年●月●日

京都市長 門川 大作 様

誓 約 書

当社は、貴市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当社が保有する●●株式会社の株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないことを誓約し、かつ、表明し、及び保証致します。

住所

代表者

⑩

平成24年●月●日

京都市長 門川 大作 様

誓 約 書

京都市(以下「市」という。)と●, ●及び●の間で, 平成24年4月●日付けにて締結された京都市上京区総合庁舎整備等事業(以下「本事業」という。)に係る基本協定書(以下「基本協定書」という。)に基づき, 当社は, 下記の事項を市に対して誓約し, かつ, 表明し, 及び保証致します。

なお, 特に明示がない限り, 本誓約書において用いられる語句は, 基本協定書において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 [SPCの名称](以下「事業者」という。)が, 平成24年●月●日に会社法上の株式会社として適法に設立され本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における発行済株式総数は●株であり, うち●株を当社が保有していること。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は, 落札者である株主によって全株式が保有されており, 本事業に係る市と事業者間の事業者契約(以下「事業契約」という。)の終了までの間, かかる状態を維持すること。
- 4 当社は, 事業契約の終了までの間, 当社が保有する事業者の株式を保有するものとし, 市の事前の書面による承諾がある場合を除き, 譲渡, 担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- 5 当社が市の書面による事前の承諾を得て株式を構成員以外の者に譲渡する場合, 当社は, かかる譲渡の際の譲受人をして基本協定書添付の別紙1の様式と内容の誓約書を予め市へ提出させること。

住 所
商号又は名称
代 表 者

別表1 出資予定表 (第3条関係)

設立時に発行する株式の種類	発行株式数及び引受人	資本金額
普通株式	●に●株(●%) ●に●株(●%) ●に●株(●%) ●に●株(●%) ●に●株(●%) ●に●株(●%) 計 ●株	金●円